

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画並びに岡山県石油コンビナート等防災計画（水島臨海地区）及び福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害は、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故又は列車事故等）を含むものとする。

### （医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

### （災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 地区医師会と関係機関との通信連絡計画

### （4）指揮命令系統

### （5）医薬品及び医療資器材等の確保

### （6）訓練計画

### （7）その他必要な事項

#### （医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

### （1）被災者の選別

### （2）傷病者に対する応急処置及び医療

### （3）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

### （4）被災者の死亡の確認及び死体の検案

#### （医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

#### （医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

#### （医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

#### （医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担と

する。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に必要な費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(市町村及び市郡地区医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が、この協定に準じて市郡地区医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、市郡地区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙協議して定めることとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算

して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月19日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡 山 県

岡山県知事

石井正三



乙 岡山市古京町1-1-10-602

社団法人 岡山県医師会

会 長

永山克己

